

上尾市通訳翻訳ボランティア設置要綱の一部を改正する要綱

〔令和6年3月29日〕
市長決裁

上尾市通訳翻訳ボランティア設置要綱（令和元年5月16日市長決裁）の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（謝金）

第10条 市は、通訳翻訳ボランティアの協力に対し、予算の範囲内において謝金を支給する。

2 前項の謝金の額は、別表に定めるとおりとする。

（補償）

第11条 通訳翻訳ボランティアは、活動中に事故又は不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 市長は、活動中に発生する事故等の補償をするため、あらかじめボランティアに関する保険の加入を促す等の対策を講じるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

種別	単位	謝金の額
通訳	1回当たり原則2時間以内の通訳	3,000円 (交通費込み)
翻訳	日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）A列4番の用紙1枚当たり	1,500円

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。